

公売公告兼見積価額公告

中税第48号

令和7年4月8日

岐阜県中濃県税事務所長



岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により下記の差押財産の公売をするため、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第95条第1項(第99条第4項)の規定により公告します。

また、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定しましたので、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第99条第1項の規定により見積価額を公告します。

公 売 財 産 金 額	公 見 積 保 証 額	売却 区分 番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額	
			名称、性質、所在、賃借権又は 地上権等の権利の内容、その他	数量			
	* * 別紙付表のとおり * *						
公 売 方 法		期間入札					
公 売 日 時	公売参加 申込期間		令和7年4月15日午後1時00分から 令和7年5月7日午後11時00分まで				
	入札期間		令和7年5月13日午後1時00分から 令和7年5月20日午後1時00分まで				
公 売 場 所		KSI官公庁オークション(https://kankocho.jp)					
売 却 決 定		日時	令和7年6月10日午前10時00分	場所	岐阜県中濃県税事務所		
代金納付期限		令和7年6月10日午後2時30分まで					
買受人についての 資格その他の要件		「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり (https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf)					
そ の 他	「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり (https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf)						
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を岐阜県中濃県税事務所に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、岐阜県中濃県税事務所に用意してあります。							

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。



(滞納処分の根拠となる規定)

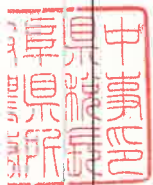
地方税法では、各税目の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法の例によることを定めています。

税 目	根拠規定	
	差押えの根拠	国税徴収法に規定する滞納処分の例による根拠
法人県民税	地方税法第68条第1項第1号	地方税法第68条第6項
県民税利子割	地方税法第71条の19第1項第1号	地方税法第71条の19第6項
県民税配当割	地方税法第71条の40第1項第1号	地方税法第71条の40第6項
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の60第1項第1号	地方税法第71条の60第6項
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の68第1項第1号	地方税法第72条の68第6項
不動産取得税	地方税法第73条の36第1項第1号	地方税法第73条の36第6項
県たばこ税	地方税法第74条の27第1項第1号	地方税法第74条の27第6項
ゴルフ場利用税	地方税法第94条第1項第1号	地方税法第94条第6項
自動車取得税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第6項
軽油引取税	地方税法第144条の51第1項第1号	地方税法第144条の51第6項
自動車税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第6項
鉦区税	地方税法第200条第1項第1号	地方税法第200条第6項
県固定資産税	地方税法第745条第1項において準用する同法第373条第1項第1号	地方税法第745条第1項において準用する同法第373条第7項
狩猟税	地方税法第700条の66第1項第1号	地方税法第700条の66第6項
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項
地方法人特別税	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
特別法人事業税	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税に関する暫定措置法第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
自動車税環境性能割	地方税法第175条第1項第1号	地方税法第175条第6項
自動車税種別割	地方税法第177条の21第1項第1号	地方税法第177条の21第6項



付表

公売財産の明細		入札期間		令和 7 年 5 月 13 日 13:00 から 令和 7 年 5 月 20 日 13:00 まで			
売却区分番号	公売財産の内容			数量	所在	公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等権利の内容、その他						
中F1	【基本情報】						
	＜登記簿の表示＞						
	所	在	岐阜県郡上市高鷲町大鷲字栃洞				
	地	番	3 3 3 0 番 3 3 3				
	地	目	山林 (現況：原野)				
	地	積	3 0 7 ㎡				
	＜所在地及び住居表示＞						
	岐阜県郡上市高鷲町大鷲字栃洞 3 3 3 0 番 3 3 3						
	＜交通、最寄駅など＞						
	・東海北陸自動車道高鷲 I C から約 6. 1 k m (道路距離)						
	・長良川鉄道北濃駅から約 1 1. 1 k m (道路距離)						
	・郡上市立高鷲小学校から約 5. 3 k m (道路距離)						
	＜現況＞						
	・別荘地「ニューパークひるが野」に所在する。						
	・北東向きの緩傾斜地で、手入れはされておらず、立木や雑草が繁茂している。						
＜画地条件＞							
・土地面積：3 0 7 ㎡ (登記簿) 現況約 3 0 7. 7 4 ㎡							
・間口約 1 3 m、奥行約 2 2 m のほぼ整形地で、現況は原野である。							
・南東端に中部電力株式会社の電柱及び支線 2 条がある。							
＜幅員、接道状況＞							
・北東側幅員約 5 m の道路に接道している。							
・接面道路から昇り傾斜となっている。							
＜主な公法上の規制等＞			土地 1 筆	郡上市高鷲町 大鷲字栃洞 3 3 3. 0 番 3 3 3	60, 000 円	530, 000 円	
・都市計画区分：区域外							
・建ぺい率：7 0 %							
・容積率：4 0 0 %							
※建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「特に知事が指定した区域」に該当するため、岐阜県中濃建築事務所へ建築確認申請が必要である。							
＜その他の情報等＞							
・株式会社トウメイハウス (以下「管理者」という。) が定める「ニューパークひるが野維持管理利用規約 (以下「利用規約」という。) と「ニューパークひるが野維持管理利用契約書 (以下「利用契約書」という。)」があり、内容等については管理者に確認のこと。							
・管理者と「利用契約書」を締結する場合、共益施設協力金及び水道施設負担金が必要とのことであるが、詳細は管理者に確認のこと。							
・建物を建てない場合でも、維持管理費として年額 2 7, 2 0 0 円 (別途、消費税) が必要とのこと。							
・水道は管理者が管理する私設専用水道である。水道の敷地内への引込状況は不明であり、引込がされていない場合は別途工事が必要である。							
・接道する道路は、管理者の管理道路である。							
・雨水及び汚水等の排水先はなく、「利用規約」に従い書面により管理者の承諾を受けて工事をする必要がある。							
・通常、汚水については簡易水洗の設置、雨水については自然浸透ますによる排水が必要となるが、詳細は管理者に確認のこと。							
・当物件及び近隣地域は、水質汚濁防止法に規定する「特定施設」や「有害物質使用特定施設」には該当しない。							
・当物件は、平成 2 9 年 4 月 2 5 日まで建物敷地として利用されていたが、建物の基礎や排水設備、がれき等の地下埋設物等の有無については外観からは確認できない。							
・文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。							



公売財産の明細		入札期間		令和 7 年 5 月 13 日 13:00 から 令和 7 年 5 月 20 日 13:00 まで			
売却区分番号	公売財産の内容			公売保証金	見積価額		
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等権利の内容、その他	数量	所在				
中F1	【注意事項】 次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売への参加申込みを希望する場合は、国税徴収法第99条の2の規定に基づく暴力団員等に該当しないこと等の「陳述書」を、入札開始日の2開庁日前までに、岐阜県中濃県税事務所にご持参いただくか、郵送により送付（必着）してください。 ・公売財産の入札にあたっては、あらかじめその現況、権利関係等及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、出品者（岐阜県）は関係資料を提供できません。 ・図面等は現況と異なる場合があります、図面等と現況が異なる場合は現況を優先します。 ・公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、出品者（岐阜県）は担保責任を負いません。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 ・出品者（岐阜県）は、不動産登記簿上の権利移転のみ行います。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となります。 ・出品者（岐阜県）は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・法令等の規定により公売手続を中止することがあります。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る未納税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった未納税の完納等による消滅の事実を確認したときは最高価申込者等の決定を取り消します。）。			土地 1筆	郡上市高鷲町 大鷲字栃洞 3330番 333	60,000円	530,000円

